

○白河市環境基本条例  
平成17年11月7日条例第102号  
白河市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等（第7条・第8条）

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策（第9条—第17条）

附則

近年、都市化の進展や生活様式の変化などに伴い、市民生活の利便性が増す一方で、資源やエネルギーの消費も拡大し、大量生産・大量消費する社会構造が抱えるところの都市型及び生活型公害並びに廃棄物などの問題が増大してきた。また、自然が持つ再生・浄化能力を超えるまでもなりつつある人の活動は、地域の環境のみならず、すべての生命の生存基盤である地球の環境をも脅かすまでに至っている。白河市民には、健全で恵み豊かな環境のなかで、健康で文化的な生活を営む権利があるとともに、これらの良好な環境を将来の世代に継承すべき責務がある。ここにわたしたちは、人が自然の生態系の一部であり、地球の環境が有限でかけがえのないものであることを深く認識し、市、事業者及び市民が相互に協力し合って、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築し、人と自然とが共生できる豊かさあふれる白河市の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（2）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（3）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが、市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識し、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを良好な状態で維持し、将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、生態系が健全に維持され、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、廃棄物の抑制及び適正な処理を図るとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減につながる原材料、役務等の利用に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、市民相互の連携を深め、環境の保全及び創造に資する地域活動に参加するよう努めなければならない。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等

(施策の基本指針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、生活環境及び自然環境を適正に保全すること。

(2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全を図るとともに、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めること。

(3) 緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の創造及び歴史的文化的な遺産の保全を図ること。

(4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築するとともに、地球環境保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、白河市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ白河市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

## 第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造に配慮するとともに、環境基本計画との整合を図るものとする。

(規制の措置)

第10条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の適正な保全を図るため、自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(公共的施設の整備等)

第11条 市は、下水道等の公共的施設の整備事業その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、公園、緑地その他の公共的施設の整備を推進する等、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進等)

第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)

第13条 市は、関係機関等と協力して、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する積極的な活動の促進を図るため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第14条 市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、環境美化に関する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第15条 市は、第13条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第16条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関し広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体

と協力して、その推進に努めるものとする。

附則

この条例は、平成17年11月7日から施行する。